別記様式

市役所

受付印

**介護保険認定関係資料提供申請書**

**小山市長様**

**私は、小山市介護保険認定関係資料の提供に関する事務取扱要領に記載されている事項を遵守（裏面遵守事項抜粋）することを誓約し、次のとおり認定関係資料の提供を申請します。**

申請日　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 氏名事業者・施設名称所在地電話番号 |
| 被保険者との関係 | **該当箇所いずれかに☑をしてください** |
| □ 居宅介護支援所業者 |
| □ 地域包括支援センター |
| □ 介護保険施設 |
| □ 認知症対応型共同生活介護事業者 |
| □ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 |
| □ 特定施設入居者生活介護事業者 |
| □ 介護予防特定施設入居者生活介護事業者 |
| □ 小規模多機能型居宅介護事業者 |
| □ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 |
| □ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 |
| □ 地域密着型介護老人福祉施設 |
| □ 介護医療院 |
|  |  |  |  |
| 請求資料 | **該当箇所に☑をしてください**□ 主治医意見書□ 認定調査票 | 提供方法 | **該当箇所いずれかに☑をしてください**□ 窓口□ 郵送（４６０円分の切手が必要です） |
|  |  |  |  |
| 被保険者及び必要資料 | 被保険者番号 | 受領時確認欄 | 受領日 |
|  |
| 生年月日 | 受領者署名 |
| 住所 |
| 【市役所使用欄】□ 職員・社員証□ 介護支援専門員証□ その他（　　　　　　　　　） |
| **該当箇所いずれかに☑をしてください**□ 認定申請中（申請日：　　　年　　月　　日）□ 認定済（認定日：　　　年　　月　　日） |

**【本人同意欄】**

**私は、上記申請者に、小山市が所有する私の介護保険認定関係資料を提供することに同意します。**

年　　　月　　　日

本人住所

本人署名（又は記名押印）

【裏　面】

小山市介護認定関係資料の提供に関する事務取扱要領（抜粋）

（提供を受けることができる事業者）

第３条　認定資料の提供を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

（１）本人との契約により、居宅サービス計画等を作成する事業者

（２）前号の事業者等の職員

（事業者の責務）

第４条　認定資料の提供を受けた事業者は、プライバシーの保護に充分に配慮し、認定資料の内容が本人又はサービス担当者等に提供されることにより、本人又は本人の家族等の生命、健康等の保持等に支障が生じないよう取り扱う責務を有する。

（提供の申請）

第５条　認定資料の提供を受ける際には、介護保険認定関係資料提供申請書（別記様式）により申請するものとする。

（提供等）

第６条

２　認定資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、市において認定が行われた後に行うものとする。

３　認定資料の提供は、原則として小山市の被保険者についてのみ行うことができる。ただし、本人が市外に転出した場合で転出先の事業者等から申請があった場合は、第３条に該当する事業者であることを確認のうえ、認定資料を提供することができる。

４　要支援又は要介護区分変更申請が却下となった場合でも、認定資料の提供は行うものとする。

（遵守事項）

第９条　認定資料の提供を受けた事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

（ア）提供を受けた認定資料を本人の居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。

（イ）提供を受けた認定資料を本人の生命、健康等の保持に支障が無いよう取り扱うこと。

（ウ）提供を受けた認定資料の内容を第三者に知らせ、又は当該資料を提供しないこと。

（エ）提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損した場合は、直ちに市に連絡し、その指示に従うこと。

（オ）本人との間に介護保険法によるサービス提供に係る契約関係が終了したとき、その他提供を受けた認定資料を所有する必要が無くなった場合は、速やかに当該資料を市に返還又は、適正に破棄すること。

（カ）市から認定資料の返還等を求められたときには、いつでもこれに応じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第１０条　本要領に基づき認定資料の提供を受けた事業者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、当該事業者について以降の認定資料の提供を拒否及び違反事項を事業所所在地の都道府県知事に通知することができる。